

# 広報 あんなか

6/1

vol.171  
2020(令和2年)

新型コロナウイルス感染症

防止のためご協力をお願いします



# 新型コロナウイルス感染症防止のため ご協力をお願いします

(5月14日現在の情報です)

## 3つの密を避けましょう

換気の悪い  
**密閉空間**



多数が集まる  
**密集場所**



間近で会話や発声をする  
**密接場面**



### ■ コロナウイルスとは

これまでに人に感染する「コロナウイルス」は、7種類見つかっており、その中のひとつが問題となっている「新型コロナウイルス」です。

ウイルスは自分自身で増えることができず、粘膜などの細胞に付着して入り込み増えます。健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。

流水と石けんでの手洗いや手指消毒によって感染力を失わせることができます。

### ■ どうやって感染するのか

現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

① **飛沫感染**…感染者の飛沫(くしゃみ、咳など)と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

※感染を注意すべき場面…屋内などでお互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間過ごすとき

② **接触感染**…感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れ、未感染者がその部分に接触することで手に付着し、直接接触しなくても感染します。

※感染場所の例…電車やバスのつり革、ドアノブ、エスカレーターの手すり、スイッチなど

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでよろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う)    ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う    袖で口・鼻を覆う



何もしずに咳やくしゃみをする    咳やくしゃみを手でおさえる

### ② 咳エチケット

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に 爪は短く切っておきましょう 時計や指輪は外しておきましょう



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

### ① 手洗い ■ 感染しないために

# 新型コロナウイルス感染症支援策

生活支援 (個人向け)	<b>特別定額給付金</b> <b>1人あたり10万円給付</b>	令和2年4月27日時点で、住民基本台帳に記載されている人1人につき、10万円を世帯主に給付(郵送申請の受付開始日から3か月以内)	<b>問合せ</b> ㊟特別定額給付金室 (☎内線2504)
	<b>緊急小口資金等の貸付(特例)</b> <b>一時的に生計の維持が困難になった場合</b>	貸付対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業などにより生活資金でお悩みの人に向けた緊急小口資金などの特例貸付	<b>問合せ</b> 安中市社会福祉協議会 (☎382-8397)
	<b>徴収猶予特例制度</b> <b>納期限の猶予制度</b>	感染症の影響による収入減・事業所得減などの事情で納期限までに納付することが困難な場合の納税猶予制度	<b>問合せ</b> ㊟収納課収納整理係 (☎内線1082)
	<b>子育て世帯への臨時特別給付金</b> <b>児童1人あたり2万円給付</b>	給付額：児童1人あたり2万円(国から1万円+市から1万円) 児童手当(本則給付)受給者 ・令和2年4月分(3月分を含む)を受給する世帯	<b>問合せ</b> ㊟子ども課子ども育成係 (☎内線1164)
<b>ひとり親等世帯給付金</b> <b>受給者1人あたり2万円給付</b>	給付額：受給者1人あたり2万円 児童扶養手当受給者 ・令和2年3月分か4月分を受給する世帯		
事業者支援 (事業者向け)	<b>中小企業者経営支援助成金</b> <b>1事業者あたり10万円を助成</b>	中小企業者を支援するため、助成金10万円を交付※ 対象業種：運輸業(道路旅客運送業、道路貨物運送業)、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業	<b>問合せ</b> ㊟地域創造課商工労働係 (☎内線2621)
	<b>中小企業者金融支援</b> <b>小口資金における信用保証料の全額と利子額3年間分を助成</b>	1か月の売上が前年同月比で10%以上減少している事業者へ小口資金の信用保証料の全額と支払った利子額の3年間分を助成	
	<b>事業継続給付金</b> <b>事業者の事業継続のため給付金を交付</b>	事業収入が前年と比べ30%以上減少した事業者の事業継続を支援するため、給付金を交付※ 法人事業者は20万円、個人事業者は10万円	

※…詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

その他、国・県・市ではさまざまな支援策があります。随時、市ホームページに掲載しますので、ご覧ください。



(市ホームページ)

## 新型コロナウイルス関連電話相談

群馬県新型コロナウイルスコールセンター  
(☎0570-082-820)  
(平日・休日問わず、午前9時～午後9時)

安中市新型コロナウイルスコールセンター  
(☎027-382-1111)  
(平日 午前8時30分～午後5時)

安中市DV電話相談  
(☎027-329-6646)  
(月・火・木・金 午前9時～午後4時)

DV相談+  
(☎0120-279-889)  
(午前9時～午後9時)

チャイルドライン  
18さいまでの子どもがかかるでんわ  
(☎0120-99-7777)  
(午後4時～9時)

**給付金を装った詐欺にご注意ください!**  
給付金に関して、ATMの操作や手数料の振込を求めることは、絶対にありません。市や総務省などをかたった不審な電話や郵便、メールが届いたら、消費生活センターや警察署にご連絡ください。  
・安中市消費生活センター(☎027-382-2228)  
・安中警察署(☎027-381-0110)  
・群馬県警察振り込め詐欺被害防止ホットライン(☎027-224-5454)

各地区代表区長の皆さん（敬称略 5月1日現在）

区長の皆さんを紹介します（令和2年度）  
お世話になります



東横野地区  
櫻井 勝区長



磯部地区  
松本 元雄区長



原市地区  
田村 宇太次区長



安中地区  
筑井 秀夫区長



後閑地区  
秋山 潔区長



秋間地区  
渡部 桂一区長



板鼻地区  
平尾 和男区長



岩野谷地区  
小川 博区長



西横野地区  
中山 良介区長



坂本地区  
佐藤 金光区長



白井地区  
武井 文男区長



松井田地区  
和田 元男区長



細野地区  
萩原 豊彦区長



九十九地区  
中澤 四郎区長

困行政課行政係（☎内線1045）

市内には101の行政区があります。  
 区長さんには、地元の自治会などの協力を得ながら、地域の皆さんと市の橋渡し役として、主に次の仕事をお願いしています。

- 毎月2回の全戸配布印刷物（「広報あんなか」などの配布や回覧）
- 住民センター新築・改修の補助申請に関すること
- 土木事業（道路・水路などの整備工事の連絡調整など）に関すること
- 環境衛生（環境整備、ごみの不法投棄の通報など）に関すること
- 交通安全（カーブミラーやガードレールなどの設置要望など）に関すること
- 防犯（防犯灯の設置要望など）に関すること
- 防災（防災事業の参加、災害発生時の協力や被害状況の報告など）に関すること
- 社会福祉事業（赤い羽根、歳末助け合いなどの共同募金活動への協力など）に関すること

東横野地区						磯部地区					原市地区							安中地区														
6区	5区	4区	3区	2区	1区	5区	4区	3区	2区	1区	9区	8区	7区	6区	5区	4区	3区	2区	1区	12区	11区	10区	9区	8区	7区	6区	5区	4区	3区	2区	1区	
澤田敏明	櫻井勝	小野和之	萩原幹雄	有馬克己	宮口隆司	谷野和義	平形泰弘	三宮晃	池口明和	松本元雄	吉田賢二	田村宇太次	須賀宏	茂木保	高橋勸司	和田正治	池島成憲	三野國勝	半田國明	森原敏彦	萩原俊作	堀越敏男	上原力ズ子	多胡稔	阪本幹夫	白石誠一	堀口正孝	筑井秀夫	鈴木健一	酒井徳重	須藤康弘	土屋鐵雄

松井田地区					後閑地区					秋間地区				板鼻地区				岩野谷地区																	
紺屋町区	南横町区	北横町区	新田窪区	下町区	仲町区	上町区	源ヶ原区	森崎区	新町区	新城中宿区	本町区	上本町区	5区	4区	3区	2区	1区	5区	4区	3区	みのりが丘区	2区	1区	5区	4区	3区	2区	1区	7区	6区	5区	4区	3区	2区	1区
平山武司	白石文隆	戸谷英明	今井彦智	野澤信智	半田正孝	須藤好清	根岸武隆	小坂橋政隆	林久男	鈴木禎	寺島伸二	和田元男	日部勇	秋山潔	戸塚敬三	鬼形輝雄	萩原益男	田村秀雄	原田幸夫	佐藤昇	渡部桂一	鈴木志郎	多胡秀和	滝川孝	澤田俊啓	三澤勝均	宮川均	平尾和男	白石一男	岡村保夫	神澤忠夫	小川博	須藤護	茂木哲夫	田村廣政

細野地区			九十九地区			西横野地区							坂本地区			白井地区														
上増田西区	上増田東区	新井区	土塩東区	土塩西区	小日向区	国衙百石区	高梨子区	下増田区	行田区	八城西区	八城東区	別所区	鳥留南区	鳥留北区	二軒在家区	高野谷戸区	大王寺区	塚原区	法正寺区	上人見区	入牧2区	入牧1区	原区	坂本2区	坂本1区	五料東区	五料中区	五料西区	横川東区	横川西区
湯本常雄	萩原豊彦	瀧川広	萩原孝之	上原孝美	桑原幸正	今井雅芳	藤巻宣弘	中澤四郎	和田眞治	小島芳雄	中山良介	神屋和雄	萩原誠	上原哲夫	片岡隆	中山亘	上原啓司	鳥越一成	上原敏明	佐藤忠	佐藤欣二	佐藤金光	牧野正	小林美智子	荒川明	武井文男	金井三喜男	猿谷勇	武井彰	柴崎龍吾

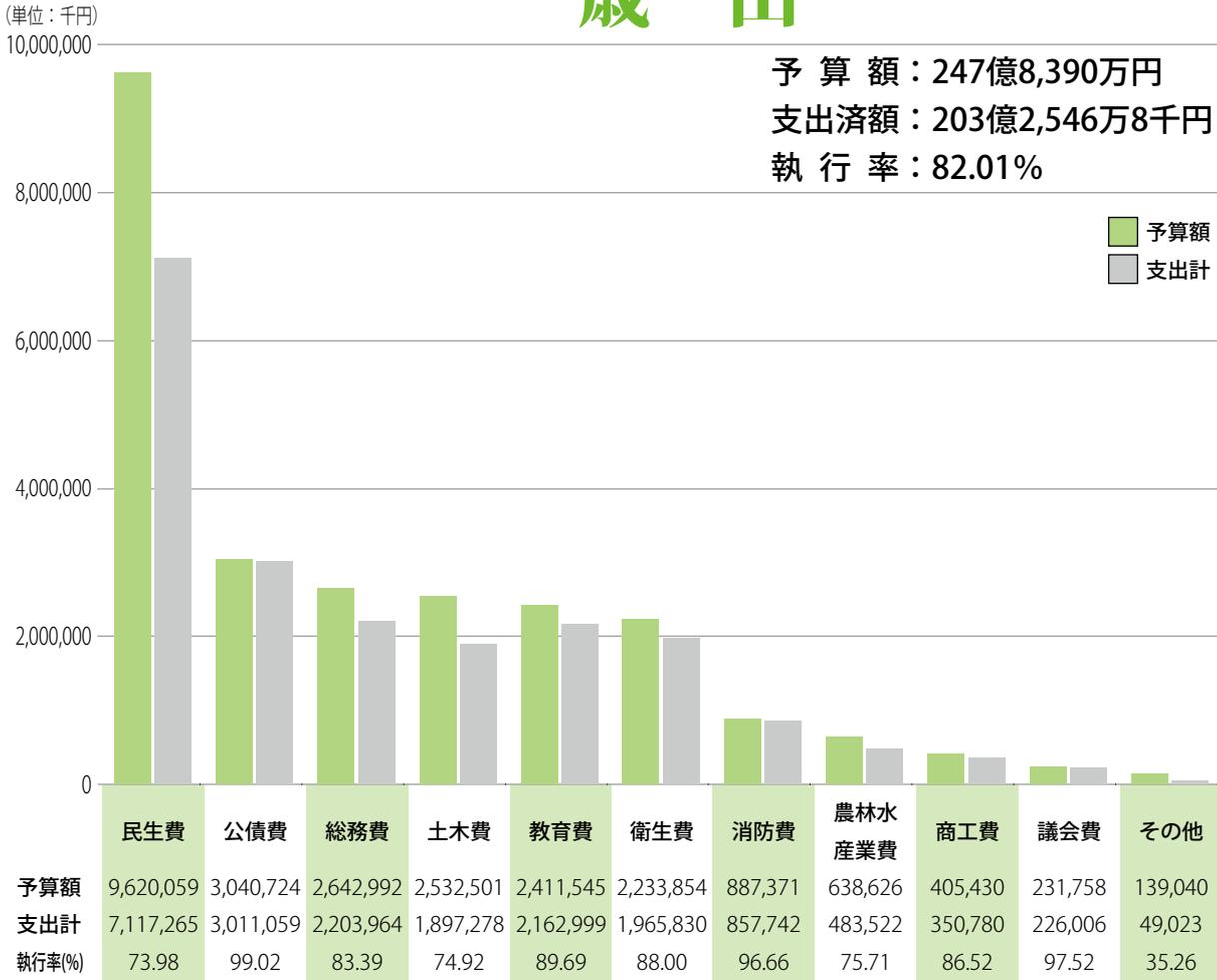
太字：地区代表区長

# 歳出

## 安中市の財政

## 令和元年度下半期予算執行状況

予算額：247億8,390万円  
 支出済額：203億2,546万8千円  
 執行率：82.01%



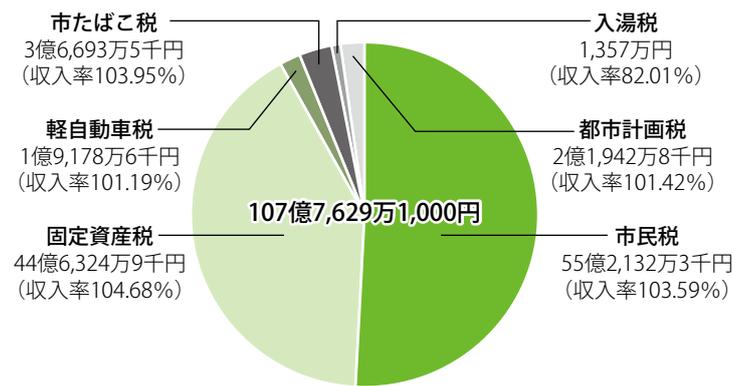
# 市税の状況

## 安中市の財政事情の公表

「安中市財政事情の作成及び公表に関する条例」にもとづき、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間の本市の財政事情を公表します。

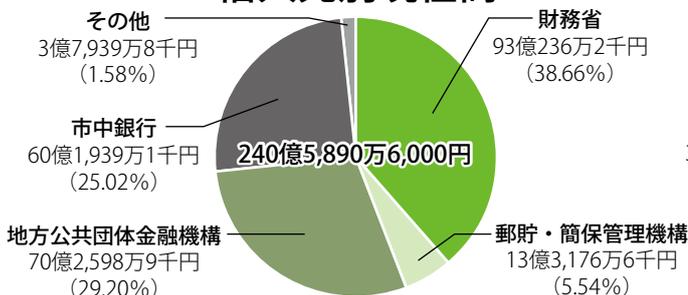
令和2年5月1日

安中市長 茂木 英子

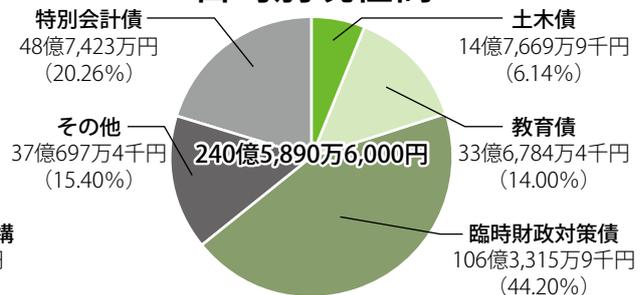


# 市債の状況

## 借入先別現在高



## 目的別現在高



# 歳入

(単位：千円)  
12,000,000

10,000,000

8,000,000

6,000,000

4,000,000

2,000,000



予算額：247億8,390万円

収入済額：223億1,597万3千円

収入率：90.04%

■ 予算額  
■ 収入計

## 特別会計

### 国民健康保険

予算額：66億762万1,000円  
収入計：60億3,182万7,000円  
支出計：58億7,975万1,000円

### 介護保険

予算額：68億8,319万7,000円  
収入計：59億8,554万6,000円  
支出計：59億4,238万5,000円

### 健康増進施設恵みの湯事業

予算額：1億9,335万3,000円  
収入計：1億6,679万2,000円  
支出計：1億6,596万1,000円

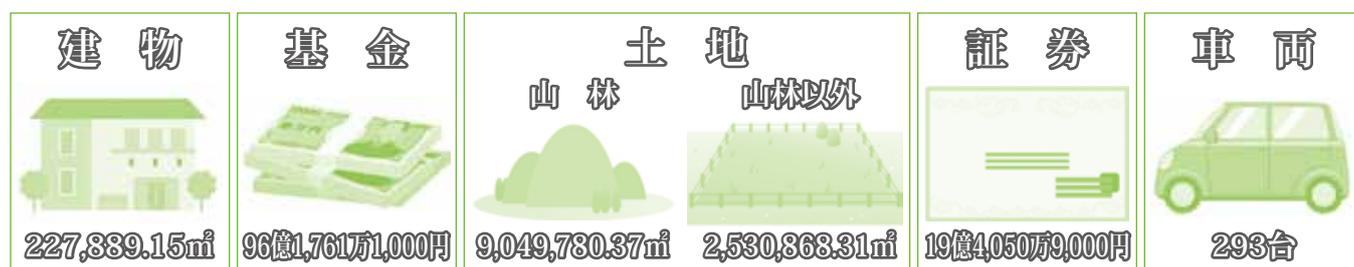
### 後期高齢者医療

予算額：8億815万7,000円  
収入計：7億6,497万5,000円  
支出計：7億3,940万8,000円

### 下水道事業

予算額：9億2,503万円  
収入計：9億3,293万3,000円  
支出計：8億9,070万3,000円

## 市有財産の状況



# 個別健診が始まりました

## 安中市国民健康保険特定健康診査・ 群馬県後期高齢者健康診査

令和2年度国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査の個別健診は市内の下記医療機関で受診することができます(個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を市内の医療機関で実施することをいいます)。

左記により、希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は、8月4日から始まりません。

**期間**▼6月1日から11月30日まで(休日については各医療機関にお問い合わせください)

**料金**▼無料(約7,000円以上かかる健診を年1回無料で受診できます)  
**健診機関**▼下記の医療機関

### 注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。

◆午前中のみの受診となります。

◆朝食を食べずに受診してください(薬を服用している人は事前にかかりつけ医にご相談ください)。

◆肝炎ウイルス検査を同時に実施します(対象者は肝炎ウイルス検査を受けたことがない人)。

◆個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は全額自己負担になります。

◆市外に転出した場合、または国民健康保険(安中市)を喪失した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。速やかに受診票・受診券を市へお返しくください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。

◆市の人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。

**新型コロナウイルス対応について**

- ・発熱や咳・鼻水・下痢など、体調が悪い人、風邪症状がある場合は受診をお控えください。
- ・今後の新型コロナウイルスの状況によっては、日程変更や中止する場合があります。

### 医療機関名 (※印の医療機関は予約が必要です)

アミヤ医院	☎385-1511	城田医院	※☎385-7858
あやこまごころ診療所	☎388-1180	須藤病院	※☎382-3131
有坂内科医院	※☎381-0485	田口医院	☎393-1731
いのうえ整形外科内科クリニック	☎380-1717	武井内科循環器科	※☎393-1005
いわい中央クリニック	※☎381-2201	半田内科医院	☎385-6031
大貫クリニック	※☎380-1181	藤巻医院	☎393-1324
おにかた医院	※☎385-1351	堀口医院	※☎381-0229
くろさわ医院	☎393-5311	本多病院	☎382-1255
公立碓氷病院	※☎385-8221	松井田病院	☎393-1301
櫻井内科医院	※☎385-8551	みやぐち医院	※☎384-1126
さるや内科医院	※☎384-3681	もてき内科医院	※☎382-2510
正田病院(検診予約窓口)	※☎395-5566		50音順

☎内線1113

### 【特定保健指導】

集団健診会場や個別健診実施医療機関で受診し、特定保健指導の対象と見込まれた人に対して、特定健診受診当日に、特定保健指導の初回面接を実施しています。健診当日に実施することで、後日お越しいただく手間を省けます。

※健診時初回面接ができなかった人には、従来どおり後日利用券を郵送します。

#### 健診同時タイプ



# 風しんを予防しましょう

## 「風しん抗体検査」を無料で検査（県事業）

群馬県では、風しんの感染予防やまん延防止、先天性風しん症候群の発生の予防を図るため、風しんの予防接種の必要性を判定する「風しん抗体検査」を県内の協力医療機関に委託して実施します。

### 実施期間▼

令和3年3月31日まで

### 内容▼

風しん抗体検査（HI法）（血液検査）

※検査費用は無料です。

### 対象者▼

県内に住所を有する人（前橋市および高崎市は除く）。

- （1）妊娠を希望する女性
- （2）妊娠を希望する女性の同居者
- （3）風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

ただし、次に該当する人は除きます。過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる人

### 申請・受診券▼

○検査希望者は、県保健福祉事務所（県内10カ所）に來所して申請してください。

○検査の対象となることを確認して、風しん抗体検査受診券を交付します。

○妊娠を希望する女性の配偶者などの

同居者は、妊娠を希望する女性と一緒に申請してください。

### 申請に必要な書類▼

○県内に住所があることが証明できるもの（運転免許証など）

○風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

については、妊婦の母子健康手帳

○代理人による申請の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証など）と委任状

### その他▼

協力医療機関でのみ検査を受けられません。検査に行く前に、協力医療機関に連絡をして、予約の必要性の有無、検査日などを確認してください。また、協力医療機関など不明な点については、県ホームページで確認するか、安中保健福祉事務所にお問い合わせください。

### 申請・問合せ▼

安中保健福祉事務所

☎381-0345

※受付時間は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日は除く）

## 「予防接種」の費用の一部を助成（市事業）

市では、県が実施する「風しん抗体検査事業」に伴い、検査後、風しんの抗体価が低いとされた人に対して、風しん予防接種費用の一部を助成します。

### 実施期間▼

令和3年3月31日まで

### ワクチンと助成金額▼

（1）麻しん風しん混合ワクチン予防接種 5,000円

（2）風しん単独ワクチン 3,000円

※接種費用から助成金額を差し引いた金額を医療機関にお支払いください。

### 対象者▼

市内に住所を有する人で、県が定めた対象者のうち風しんの抗体価が低いと診断された人

### 接種場所▼

市内指定医療機関（詳細は、お問い合わせください）

### 申請・予診票配布方法▼

困健康づくり課の窓口で申請が必要で

す。

助成申請書に必要な事項を記入していただいた後に、予診票をお渡しします。

### 申請に必要なもの▼

抗体検査の結果が記入されたもの・印鑑（朱肉を使うもの）

### その他▼

※妊娠中の女性または妊娠の可能性のある女性は接種できません。

※接種後、2カ月は妊娠を避ける必要があります。



# 高齢者在宅福祉サービスのご案内

事業名	対象者およびサービス内容	申請窓口
生きがい対応型 デイサービス ※ (さわやか びんしゃんクラブ)	比較的元気な65歳以上の在宅高齢者(要介護または要支援の認定を受けている人は除く)を対象として地元の施設を活用し、教養講座、手芸、軽スポーツなどを実施します。 ■月1回の実施で、当日は昼食代などとして800円が必要です。	JA福祉センター (☎090-5217-3336)
碓氷峠の森公園 交流館「峠の湯」 利用助成 ※	市内の65歳以上の高齢者に対して当該施設の利用料の一部を助成します。 ■宴会(事前に予約してあるものに限る)を利用する人、一人につき1,000円を助成します(当該年度中に5回を限度とします)。	「峠の湯」 (☎380-4000)
福祉車両の貸出	車椅子を使用する要介護高齢者や身体障害者を乗せて通院や買い物に出かけるための福祉車両を貸出します。 ■ガソリンを満タンにして車両を返却してください。	社会福祉協議会 本所 (☎382-8397) 支所 (☎393-3948)
日常生活用具 給付等	日常生活に支障のある在宅高齢者を対象に、在宅生活の維持や介護者の負担軽減を図ります(介護保険の給付が可能な人は除きます)。 ■車椅子やベッドを貸し出します(ベッドの運搬は有料です)。 65歳以上の在宅高齢者であって、防火などの配慮が必要な1人暮らしの人を対象とし、日常生活用具を給付します(生計中心者の所得税額に応じた費用の負担があります)。 ■電磁調理器または自動消火器を給付します。	
高齢者おむつ サービス	65歳以上の在宅高齢者であって、寝たきりまたは認知症で常時失禁状態にある人が対象です。 ■対象者の所得税額により、紙おむつの給付限度が異なります。 ■入院や短期入所などで自宅を離れると、休止または廃止となります。	
高齢者住宅改造 補修費助成	65歳以上の在宅高齢者で、介護保険の認定を受けている人が、在宅生活を維持するために住宅を改造・改修する場合に助成します(新築および増築の場合は助成の対象外です)。 ■要介護度、世帯構成、生計中心者の所得税額による制限があります。 ■助成は対象工事費の6分の5の額です(助成は50万円を限度とします)。	
はり・きゅう・ マッサージ サービス助成	70歳以上の高齢者が市と契約している施術所で「はり」、「きゅう」、「マッサージ」の施術を受ける場合に助成します。 ■申請により割引券を交付します(当該年度中に6枚を限度とします)。 ■対象者の所得税額によって交付制限があります。	
布団乾燥・ 丸洗いサービス	65歳以上の在宅高齢者で、寝たきりまたは虚弱な一人暮らしの人が対象です。 ■生計中心者の所得税額に応じた費用の負担があります。	困介護高齢課 (☎内線1181・ 1182) 困住民福祉課 (☎内線2151・ 2152)
介護用車両 購入費等補助	65歳以上の在宅高齢者で、要介護認定(要支援の認定の人は除く)を受けており、車椅子の使用が見込まれる人を乗車させる介護用車両の購入または車両を改造する場合に助成します。 ■助成額は車の種類により異なります。 ■補助金の交付にあたっては、購入または改造の前に申請が必要です。	
配食サービス (配食支援事業)	65歳以上の在宅高齢者のうち、単身で生活する人、高齢者のみで生活する人、日中独居となる人であって食事の用意することが困難な人を対象に、弁当の配達を通して状況把握と栄養改善を行います。 ■昼食について週5回以内で利用できます(利用者負担があります)。	
タクシー 料金補助	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な高齢者などを対象にタクシー料金の一部を補助します。 ■お住まいの地域により申請窓口が異なりますのでご注意ください。 (安中地域=困介護高齢課・松井田地域=困住民福祉課)	
在宅高齢者 見守り支援事業 (緊急通報装置の貸与)	65歳以上の在宅1人暮らしなどの高齢者であって、健康状態や身体状況などの理由により緊急時の対応に不安がある人を対象に、緊急時に連絡がにつながる装置を貸与し、緊急時に連絡のできる体制を整備します。 ■家族をはじめとした協力者を緊急連絡先として登録します。 ■固定電話の回線を使用して装置を設置します(固定電話の回線が必要です)。	
在宅訪問 理美容サービス	65歳以上の在宅高齢者で、要介護4または5の人、あるいは要介護認定(要支援の認定を受けている人は除く)を受けている外出困難で、家族が高齢などの理由で支援を得られない人を対象にカット(散髪)してもらうことができる券を交付します。 ■理容組合・美容組合の協力店が対象者の自宅を訪問してカット(散髪)を実施します。 ■利用券を交付します(当該年度中に4枚を限度とします)。	

※新型コロナウイルス感染症の影響で一部サービス内容に中止や変更があります。

☎=本庁舎 ☎=松井田庁舎 ☎=谷津庁舎 ☎=碓氷川クリーンセンター ☎=スポーツセンター

2020年6月1日号

## 新型コロナウイルスの影響により 市税の徴収猶予特例制度を申請する皆さんへ

### 徴収猶予特例制度について

該当する税目は、「令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する」ものです。下記のすべての要件に該当する場合に徴収猶予の特例が適用されます。

- ①令和2年2月から納期限までの1か月以上の期間において、収入が前年同月比で20%以上減少した場合
- ②納期限までに納付困難と認められる場合

### 申請手続について

徴収猶予を申請される人は下記書類をご用意のうえ、(〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所収納課収納整理係宛)に郵送またはお越しいただき、お申込みください。

- ①申請書(市ホームページからダウンロードするか困収納課にお問い合わせください)
- ②令和2年2月以降収入が減少していることを証明する書類および前年同月の同書類
- ③申請時点での現預金額を証明する書類
- ④申請時より6か月以内に予想される経常支出および臨時支出の金額を証明する書類

### 申請後の対応について

申請書および添付資料受理後、徴収猶予適用の可否について審査します。審査の結果については書面にて通知します。

徴収猶予の特例制度適用後の対応は以下の通りとなります。

- ①猶予期間は納期限から1年間となります。下記②および③の条件での期間延長はありません。
- ②猶予金額にかかわらず担保提供は不要となります。
- ③納期限から1年間は延滞金は発生しません。

問合せ▶困収納課収納整理係(☎内線1082)

## 資源ごみ(古紙、古着・古布)の出し方

資源ごみ(古紙、古着・古布)のごみステーション回収(行政回収)を毎月1回実施しています。ごみの量を減らしリサイクル率を増やすため、ご協力をお願いします。

### 【古紙】

古紙は、濡れてもリサイクルに支障がありませんので、雨天でも回収します。「家庭用 資源・ごみ収集日程表」に記載している規定どおり、種類ごとに紙ひもなどで束ねるか、紙袋に入れ、ひもで結び中身が出ないようにしてお出してください。

※シュレッター細断紙は飛び散るおそれがあるため、袋に入れても回収されません(有価物集団回収(廃品回収)に出すか、碓氷川クリーンセンターへ直接搬入してください)。

※ビニール袋に入れて出すと、古紙とは判断されず回収はされません。

※防水加工された紙、印画紙、食品残渣のついた紙などは出せません。(詳しくは、「家庭用 資源・ごみ収集日程表」参照)

### 【古着・古布】

現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴う衣類・布類の流通の停滞により、古着・古布のリサイクルが困難な状況にあります。つきましては、当面の間、不要となった衣類・布類の排出は控え、できる限りご家庭にて保管していただきますようご理解とご協力をお願いします。

### 【碓氷川クリーンセンターへの直接搬入】

月曜日～金曜日(年末年始を除く)の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分に種類ごとに分別して搬入してください(処理手数料はかかりません)。

※資源ごみ(古紙など)のごみステーション回収(行政回収)は、有価物集団回収(廃品回収)を補填するために実施するもので、できる限り地域の団体が実施する有価物集団回収をご利用ください。





# 男女共同参画推進委員会

第111回

男女共同参画は家庭から

安中市男女共同参画推進委員会委員

中島 邦子



「まあ、かわいそうに、奥さんは何しているのかしら？」  
 「いいね。」  
 「うらやましい！」  
 これは数年前、スーパーで赤ちゃんをおんぶし、小さいお子様の手を引いて、若いお父さんが買い物をしているところを見た人達の声です。男性優位の環境の中で過ごした方は、「男のくせに・・・」と思い、今まさに子育て中のお母さん達は、少しうらやましく思ったかもしれません。（私は微笑ましく見ていました。）時代の流れで、今は、共働きの家庭が増えてきて、男性の育児参加は不可欠になってきました。「イクメン」という言葉も定着し、育児休暇も取れるようになりました。（これには、社会や仕事先の理解が必須ですが。）

同参画社会基本法」ができて二〇年になり、家庭からしっかりと根付いてきたからでしょう。

私は、JA碓氷安中女性部の一員として、この男女共同参画推進委員会に参加させていただいています。以前の農家の女性は、封建的・男性優位という厳しい中で働き、家事・子育てをしてきました。でも今は、機械化も進み、随分と楽になってきました。人間は生きていくために「食」は一番大切なことです。安心・安全な食材を届けるため、女性の細かい心配りや工夫、発想で、一次産業はもとより、二次・三次産業等に力を発揮しています。（これにも男性の理解、協力が不可欠ですが。）

スポーツ・育児・教育・看護・介護等、いろいろな分野で男女の差は無くなってきています。しかし、未だに、医科大学不正入試や、古い慣習にとらわれている人達に、「女だから」と押しつぶされていることもあります。残念です。性差によって、どうしてもできないこともあります。お互いを尊重し、認め合い、コミュニケーションを良く取れば、男女の区別無く、より良い社会になると思っています。

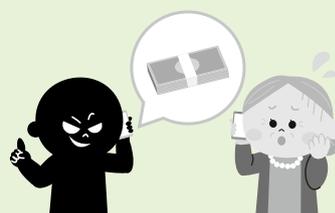
## 安中市消費生活センターからのお知らせ

### 新型コロナウイルスに関連した不審な電話に注意

新型コロナウイルス感染症対策に便乗した特殊詐欺や個人情報の詐取の電話やメールが確認されています。その他にもさまざまな手口の勧誘が行われる可能性がありますので、ご注意ください。給付金や助成金の支給で、ATMの操作を指示したり、キャッシュカードを預かることは、絶対にありません。

#### 【事例】

- ・市役所や厚生労働省などの職員をかたった電話で、「新型コロナウイルス対策として助成金の給付がある」「給付金の受け取りは口座登録が必要」などと言葉巧みにATMへ誘導してお金を振り込ませる。
- ・「マスクを無料で配布するので確認をお願いします」などと記載されたURLのついたメールを送信し、偽サイトに誘導して個人情報などをだまし取る。
- ・「新型コロナウイルスの給付金を配布しますので、キャッシュカードの番号、暗証番号、マイナンバーを教えてください」という電話がかかってくる。



#### 【ひっかけアドバイス】

- ☆心あたりのない送信元から怪しいメールやSMSが届いても反応しないようにしましょう。
- ☆市役所や公的機関、携帯電話会社を名乗る怪しい電話には応じないようにしましょう。詐欺や個人情報などをだまし取られる可能性があります。
- ☆ご自宅や職場に不審な電話がかかってきたり、不審な訪問者が尋ねてきたりしたときは、絶対にその場で購入、契約や手続きをすることを決めず、まず、ご家族や知人または消費生活センター、警察などにご相談ください。

#### 【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。  
 相談日時▼月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

(☎0268-212228)



# 生涯学習だより

## 令和元年度 第41回 「少年の主張」 安中市大会 最優秀賞作品

### 「詩から学ぶ想像力」

松井田南中学校 三年 小島 未大

ねがいごと たんぽぽ はるか

あいたく

あいたく

あいたく

あいたく

きょうも わたげを とぼします

工藤直子さんの詩集「のはらう

た」の一節です。こんな短い詩の

中に、どれほどの世界が広がって

いるでしょう。私たちの頭の中に

は、春のぼかぼかした陽気、コン

クリートのひび割れに咲いたんぽ

ぽ、たんぽぽを摘んで綿毛を吹く

女の子、様々な世界が広がって

きます。

しかし、私はそれらを映像化し

た作品を観たいとは思いません。

おそらく、プロの制作者が集まれ

ば、感動的な映像が完成するで

しょう。綿毛が青空に飛び上がる

その瞬間の一枚に、文が次々と浮

かび上がっていき、朗読者の声が

響き渡ります。そして観客はこ

う

「ああ、いい詩だなあ。」

・・・しかし、それだけです。

多くの人は映像に見とれ、その後先ほどの私のような、新たな想像はしません。映像を見た感想だけ述べて、頭の隅に追いやられま

す。いくら素晴らしい映像を前にしても、そこから何も考えず、何も想像しなかった時に得る感動

は、どこか空虚なものであるのではないのでしょうか。

読書と映像、この二つの違いは

まさしくそこにあるのです。想像

力が、必要か必要でないか、それ

が何よりの違いなのです。

最近、私の周りではインター

ネットを通じて動画を投稿・閲

覧・視聴できるサービスが流行し

ています。それらは、私たちに一

方的に情報を与えてくれ、考えて

いく必要が少ない分、娯楽を気軽

に楽しむことができます。一方読

書では活字一つ一つを注意深くた

どり、その意味を考えると、この

作業を必要とします。先ほどの『

はらうた』の「わ」「た」「げ」。

一音ずつでは意味をもたないその

言葉が「わたげ」となって想像の

中で白くて儂い小さな植物として

生まれてきます。意味をもたない

一字一字が、想像の世界の中では鮮やかな色彩をもつて頭の中のキャンバスに描かれるのです。そして私たちの感情は、想像の世界の人物への愛や哀しみによって動かされるのです。

「想像力」その言葉を聞いて、

私だったら、夜寝る前ベッドで目

を閉じている自分の姿を思い出

ます。「今日はこんなことがあ

たな。明日はこういう風にした

な」と想像するのです。まだ見ぬ

未来のビジョンを思い描くとき、

言いようのないワクワクした気持

ちになります。

これからの時代、想像力は今よ

りもつと重要なものになります。

AIが仕事で大幅に導入され、見

聞きしたことを再現すれば生き残

れる時代ではなくなってきた

からです。相手は自分に何を求め

ているのか、今の方法ではどんな

リスクがあるのか、どんな順序が

最も効率が良いのか、このような

課題解決には・・・そう、想像力

が必要なのです。

もし、これらの課題に、パソコンやスマホを使い続けていたら・

・・・？確かにそれら自体は非常に便利なものです。しかし、いつでもどこでも自分で考える前に、まず検索。その便利さに依存し続けると、そのうち「想像力」のない大人になってしまうでしょう。

さあ、手元のスマホを一冊の本

に変えましょう。あなたが秘めて

いる、その無限の可能性は、その

本に眠っているかもしれない。

ゆつくりとページをめくり、頭の中を鮮やかな色彩でいっぱいにしてみませんか。

あいたく

市内のスケート場

今回は、今では見られなくなってしまった風景を紹介します。

安中市下磯部の馬場では、明治初年から昭和13年(1938)まで、碓氷川をせき止めて氷を切り出していました。当時の安中市内の冬は今より寒さが厳しかったようです。

その寒さを利用して安中市では、昭和36年に下磯部の柵橋しがらみの下にスケート場を開設しました。最盛期には一日1,000人の来場者があるほど人気でしたが、昭和43年に廃止されました。

松井田町原でも、地元の観光協会により昭和37年に横川スケート場が開設されました。一周300メートルあり、格安の料金で一般開放されたほか、小中学校の授業でも使われるなど、多くの人に利用されて

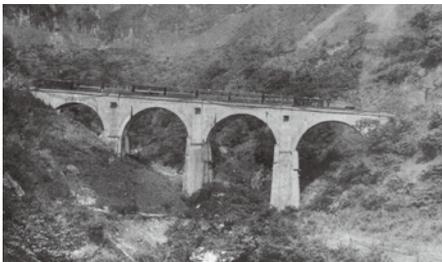


横川スケート場 昭和44年撮影

た。昭和60年代に入ると気候の変化から結氷が望めなくなり、昭和64年に惜しまれながら廃止されました。



令和元年度「文化財愛護ポスター」優秀賞(敬称略) 田中涼音 (安中第一中学校2年)



クイズ

関連イベント

「安中の“ここ、どこだろう”」

全問正解でオリジナル筆箋プレゼント!

～6月29日(月)まで

参加費▶100円(観覧料として)



安中市学習の森ふるさと学習館春季企画展

あの日 あの頃 この町で

～写真で振り返る安中市～

※開催期間は変更する場合があります

安中市には当時の風景や文化を撮影した写真が数多く残されており、そこには明治から大正、昭和、そして平成と移りゆく時代の面影が刻まれています。

今回は市所蔵の写真を中心に古き安中、懐かしき安中の姿を紹介します。“あの時”を今、思い出してみませんか。



6.29 MON

まで開催中!

問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館  
安中市上間仁田951 Tel. 382-7622 mail: furusato@city.annaka.lg.jp



▲安中青年会議所の皆さんから消毒液および消毒スプレーが寄附されました。大切に使用させていただきます。

# 市民 INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,683	22,168	249	278
松井田地域	6,218	6,474	38	65
合計	27,901	28,642	287	343

合計 57,173人 世帯数 24,754 (令和2年4月末日現在)



お知らせ

## 児童手当・特例給付の 現況届を忘れずに

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。現況届は受給者や児童の状況など、引き続き手当を受ける資格があるかどうかを確認するためのものです。

**提出期間**▼6月30日(火)まで

※新型コロナウイルスによる集団感染予防対策として返信用封筒を同封しますので、必要事項を確認のうえ、返送してください。

**提出書類**▼現況届(6月上旬に対象者あてに郵送します)

※申立書などの提出が必要な場合があります。

※公務員の人は勤務先にお問い合わせください。

### 児童手当制度について▼

児童手当についての詳細は、市ホームページに掲載しています。

### 受付・問合せ▼

困子ども課子ども育成係

(☎内線1161)

☎住民福祉課福祉子ども係

(☎内線2153)



## フレイルを 予防しましょう Vol.3



安中市独自の体操、「安中元気いきいき体操」の一場面です。両腕は高く上げ万歳をし、左右交互に足を一步前に踏み出し踏み出したほうの膝を軽く曲げます(左右2回)。バランスを崩して転倒しないように注意してください。

「安中元気いきいき体操」のDVDの無料配布も行っています。正しい方法、詳しい内容は困・☎地域包括支援センターまでお問合せください。

### 問合せ▼

困・☎地域包括支援センター(☎内線1188・2156)

## 安中市農地賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結(告示)された賃借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

区分	基盤整備状況	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
田(水稻)	整備済	5,300	6,700	4,200
	未整備	3,300	5,100	3,000
畑(普通畑)	整備済	13,000	16,900	5,000
	未整備	4,900	10,000	2,400
畑(こんにゃく)	整備済	15,900	25,000	6,200
	未整備	9,200	10,200	7,000

この「農地賃借料情報」は農地法第52条の規程に基づき、賃借などの動向を示すため作成したものですので、目安としてご利用ください。

実際に農地賃借をする場合の賃借料については、対象農地の状況などを考慮して、お互いの協議のうえ設定してください。

**問合せ**▶☎農業委員会事務局(☎内線1452)

**農地の転用・売買・貸借には、「農地法」の許可が必要です**

**農地転用とは？**

農地を農地以外にすることです。すなわち住宅用地や店舗用地、資材置き場、駐車場、山林などの用地に転換する場合には、農地法第4条または第5条の申請による許可を受ける必要があります（農業振興地域内農用地区域内農地、いわゆる「青地」のままでは原則として転用することができません）。

**農地を一時的に利用する場合は？**

一時的に資材置き場、土採取場などとして利用する場合や、建設残土などにより田・畑を埋め立てて農地造成をする場合も転用になり、許可が必要です。また、事業完了後は、農地への復元が許可の条件となります。

**許可を受けないで無断転用したら？**

農地法に違反することになり、工事の中止や、原状回復などの命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や3百万円（法人1億円）以下の罰金が適用されることがあります。

**農地を売買・貸借する場合は？**

耕作を目的とした農地の売買、貸借をする場合には、農地法第3条等の申請による許可が必要です。

**申請窓口：困農業委員会事務局**

**申請期間**：毎月10日締め（休日の場合は翌開庁日）

※申請書様式は困農業委員会窓口または

は市ホームページからダウンロードできます。

**問合せ▼**

困農業委員会事務局農地係  
(☎内線1453)

**新院長就任および**

**医師着任のお知らせ**

公立碓氷病院では、新年度から新たな院長と医師を迎えましたので、お知らせします。

**新院長▼**



三井 健揮  
診療科 内科  
(専門 血液内科)

**医師▼**



須田 考一  
診療科 眼科

※眼科は今年度より月曜日から金曜日

**本市民課 休日窓口開設日**

6月7日・21日 7月5日  
午前8時30分～正午

**業務内容**

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

まで毎日診察を実施しています（火曜日午後は休診）。

新体制の下、地域医療の発展のため力を尽くします。

よろしくお祈りしま



(公立碓氷病院ホームページ)

**広報誌「うすい」17号**

**発行のお知らせ**

公立碓氷病院では、5月下旬頃に広報誌「うすい」17号を発行しました。

新院長のあいさつや当院からのお知らせなどを掲載しています。

院内や市内施設で配布しているほか、当院のホームページでもご覧になることができます。

**問合せ▼**

公立碓氷病院

(☎3851-8221)

**子どもの里親に**

**なりませんか**

県では、さまざまな事情から家庭で生活することができない子どもを、家族の一員として迎え入れ、愛情と誠意をもって養育してくださる里親を募集しています。

西部児童相談所（高崎市高松町6）は、里親に関心のある人が相談や里親と交流できるサロンを開催します。ご希望により、里親制度の説明も行います。

**日時▼**

6月11日（木）午前10時～正午

**会場▼**高崎市役所 中2階ロビー

**対象▼**里親に関心のある人や養子縁組を検討している人（高崎市以外にお住まいの人も含みます）

**費用▼**無料

**申込み▼**直接会場へ

**問合せ▼**

群馬県西部児童相談所

(☎0271-32212498)



**日本脳炎**

**定期予防接種のお知らせ**

日本脳炎ワクチンの受け忘れはありませんか。特に、特例措置に該当する年齢の人は、母子手帳をもう一度ご確認ください。

※次の対象期間内であれば無料（公費負担）で接種できます。

日本脳炎予防接種については、接種後の副反応の事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで積極的勧奨の差し控えがありました。その後、新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が導入され、積極的な接種勧奨を再開しています。

このため、次の特例措置に該当する年齢の人は、日本脳炎の予防接種（第1期・第2期合わせて計4回）を受ける機会を逃していることがありますので、母子手帳などを確認し、不足があれば早めに接種を受けましょう。

**第1期**

**対象者▼**生後6ヶ月～7歳6ヶ月に至



## 地域おこし協力隊 活動報告 Vol.25

地域おこし協力隊の後藤です。  
新型コロナウイルスの影響により、企画していたイベントも次々と中止となってしまいました。着々と準備を進めていただけないに非常に残念です。そんな中、いつもお世話になっている鉄道OBや地域の人との繋がりを頼りに、横川周辺の昔の写真を集めてデータ化する作業を進めています。

眠っていた写真を活かして後世に残すと同時に、多くの人にご覧いただけるようなギャラリーを鉄道文化むら内に開設できるように準備を進めています。

これまで鉄道文化むらをはじめとする様々な取り組みに携わってまいりましたが、私の任期もあと少し。お世話になった人たちへの恩返しをしながら、残りの活動に取り組んでいきたいと思ひます。



るまで(標準的な接種年齢は初回…3歳、追加…4歳)  
※3歳未満は接種量が半分となります  
**接種回数**▼初回…2回 追加…1回  
**第2期**  
**対象者**▼満9歳～13歳未満(標準的な接種時期は小学4年生)  
**接種回数**▼1回  
**特例措置①**  
**対象者**▼平成19年4月1日生まれの人まで  
※20歳の誕生日を迎えると特例措置は受けられません  
**接種回数**▼第1期(3回)と第2期(1回)の計4回接種のうち未接種分  
**特例措置②**  
**対象者**▼平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人

※公費での接種期間は満9歳以上13歳未満  
**接種回数**▼第1期の3回接種のうち未接種分  
**【接種に必要なもの】** 予診票・母子手帳・保険証  
**【予診票について】** 予診票がない場合は、困健康づくり課・困住民福祉課の窓口で配布します。その際、接種歴の確認を行いますので、母子手帳を必ずお持ちください。  
なお、第2期の予診票については、平成19年4月2日生まれ以降の人には、毎年小学4年生の4月頃に個別に郵送する予定となっています。

**問合せ**▼  
困健康づくり課予防係  
(☎内線1172)

## おたふくかぜ予防接種(任意) 公費助成について

市では、乳幼児のおたふくかぜ予防接種(任意)において公費助成を実施しています。

**対象者**▼満1歳から5歳未満(1歳の誕生日から5歳の誕生日の前日まで)

**助成回数**▼1人1回のみ無料

**接種場所**▼市内指定医療機関(詳細は、お問い合わせください)

**予診票の配布方法**▼予防接種を希望する場合には、あらかじめ困健康づくり課または困住民福祉課の窓口で申請が必要となります。助成申請書に必要事項を記入した後に、予診票をお渡しします。

**申請に必要なもの**▼母子手帳・印鑑(朱肉を使うもの)

**問合せ**▼  
困健康づくり課予防係  
(☎内線1172)  
困住民福祉課健康介護係  
(☎内線2151)

## 令和2年度の各種検診が 6月1日から始まり

5月下旬に、今年度の検診対象者全員にオレンジ色の封筒で「受診シール」を送付しています。希望の検診についてシールの同封案内をご覧ください。集団検診または個別検診のどちらかを選んで受診してください。受診の際は「受診シール」が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

詳細は、困健康づくり課予防係(☎内線1172)までお問い合わせください。

## 手話で伝えよう Vol.18

今月の手話で伝えようは【虹】です。



### 解説

手話で数字の7を表し、空に虹がかかっているように左から右に動かす。

(安中市立秋間小学校長 木口敦子)

# 行事カレンダー

6月1日▶7月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
6月			14	日		8	水	
1	月		15	月	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～	9	木	
2	火		16	火	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～	10	金	
3	水	●[中止]体育施設利用者調整会議 (7～9月) ・旧安中市屋外施設 ☑18:30～ ・旧松井田町屋内外施設 ☑18:30～	17	水		11	土	●夏の県民交通安全運動(7/11～20)
4	木	●[中止]体育施設利用者調整会議 (7～9月) ・旧安中市屋内施設 ☑18:30～ ●令和2年度群馬県総合防災訓練 第1回全体会議 文化センター ホール 13:30～16:00	18	木	●第2回安中市議会定例会 閉会(予定)9:00～	12	日	
5	金	●第2回安中市議会定例会 開会(予定) 9:00～	19	金		13	月	
6	土		20	土		14	火	
7	日		21	日		15	水	
8	月		22	月				
9	火	●第2回安中市議会定例会 総務文教常任委員会(予定)9:00～	23	火				
10	水	●第2回安中市議会定例会 福祉民生常任委員会(予定)9:00～ ●安中地区安全運転管理者法定講習会 文化センター ホール 12:00～17:20	24	水				
11	木	●第2回安中市議会定例会 経済建設常任委員会(予定)9:00～	25	木	●第6回農業委員会総会 困201会議室 13:30～			
12	金		26	金				
13	土		27	土				
			28	日				
			29	月				
			30	火				
			7月					
			1	水				
			2	木				
			3	金	●猟銃等取扱講習会 文化センター 3階大会議室 13:20～			
			4	土				
			5	日				
			6	月				
			7	火				

**皆さんの声をお待ちしています**



市役所困、㊦、各地区の公民館・生涯学習センターに、皆さんの声をお聞きするため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。  
皆さんが日ごろ感じていることやご意見などをぜひお聞かせください。

※「zoom up」と「ガイド(安中市文化センター/松井田文化会館)」は休載します。ご了承ください。

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

最近、こんな経験ありませんか？

- 周りが見えづらくなった
- 身体の動きが鈍くなった
- 物忘れが多くなった

高齢ドライバーの方、家族の方、運転に不安を感じたらお電話ください。

**安全運転相談ダイヤル**

**# 8080**

シャープ ハ レ バ レ



注) この番号にダイヤルしていただく発信場所を管轄する警察の安全運転相談窓口につながります。受付時間は平日の執務時間中で通話料は利用者負担となります。

## 休館のご案内

恵みの湯	6/2・16 7/7	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	6/1・8※・15・22※・29※
峠の湯	6/9・23 7/14		7/6・13※
鉄道文化むら	6/2・9・16・23・30 7/7・14	学習の森(※はふるさと学習館のみ休館です)	6/2・9・16・23・30
文化センター(※は図書館のみ休館です)	6/2・9・16・23・29※・30		7/1※・2※・7・14
	7/7・14	いきいき長寿センター	6/1・8・15・22・29
文化会館	6/1・8・15・22・29・30		7/6・13
	7/6・13	※新型コロナウイルス感染症防止のため、臨時休業になる場合があります。	
碓氷川熱帯植物園	6/2・9・16・23・30 7/7・14		

# 相談案内

6月1日▶7月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 6/4・18 7/2 9時～11時30分 ☎ 6/1 7/6 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 6/5・19 7/3 13時～16時	要電話予約 ☎ 市民生活課(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く)	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分 ☎ 毎週金曜日(祝日を除く) 14時～16時	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎ 敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	消費生活センター(☎382-2228)
労働相談	☎ 6/2・16 7/7 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く) 10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
成年後見制度に関する相談	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1195) (65歳未満) ☎ 福祉課(☎内線 1155)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
ひきこもりに関する相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
若者就職活動個別相談	☎ 6/2 7/7 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 第2木曜日	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、相談が中止になる場合があります。  
実施については、各種相談により異なります。今後の予定は市ホームページをご覧ください。



(市ホームページ)

## 給水管修理当番業者 (6月1日～7月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。  
修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

6月		7月	
1日 12・1・3	17日 9・1・3	1日 14・2・22	
2日 15・11・6	18日 16・11・6	2日 10・8・5	
3日 13・21・7	19日 12・21・7	3日 20・1・3	
4日 14・25・4	20日 15・25・4	4日 23・11・6	
5日 10・24・17	21日 13・24・17	5日 9・21・7	
6日 20・19・18	22日 14・19・18	6日 16・25・4	
7日 23・2・22	23日 10・2・22	7日 12・24・17	
8日 9・8・5	24日 20・8・5	8日 15・19・18	
9日 16・1・3	25日 23・1・3	9日 13・2・22	
10日 12・11・6	26日 9・11・6	10日 14・8・5	
11日 15・21・7	27日 16・21・7	11日 10・1・3	
12日 13・25・4	28日 12・25・4	12日 20・11・6	
13日 14・24・17	29日 15・24・17	13日 23・21・7	
14日 10・19・18	30日 13・19・18	14日 9・25・4	
15日 20・2・22		15日 16・24・17	

業者名	TEL	業者名	TEL
1 (株)群馬水工	382-9433	14 (株)半田組	385-8374
2 (有)入沢電気商会	382-1609	15 (有)福美商事	381-0293
3 (有)内堀設備工事	393-0157	16 (有)松本住設	385-6278
4 (有)黒須設備工業	381-1148	17 (株)茂木設備	381-6616
5 群栄工業(株)	393-1012	18 (有)山田タイル工業	381-0075
6 児玉工業(有)	393-3118	19 (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
7 (有)佐藤商店	395-2323	20 (株)ユタカ	385-7647
8 佐藤燃料(株)	381-1111	21 オオカワラ住器	382-1987
9 (有)渋谷設備	381-1262	22 (株)反町備工	384-2058
10 (有)ジーワイ燃設	382-2891	23 第一設備工業(有)	385-8769
11 (有)須藤工業	388-1178	24 (株)フェニックス	382-5262
12 (有)武美工業	382-5061	25 (株)白坂工業	382-4710
13 (有)田中工作所	385-4126		

# 令和3年成人式 新成人スタッフ募集します

成人式を迎える皆さん、新成人スタッフに参加してみませんか？思い出に残る成人式を自分たちの手で創ってみたいと思った人はお気軽にご連絡ください。

**成人式日程**▶令和3年1月10日(日)

**業務内容**▶成人式の企画運営、司会、二十歳の意見発表など当日のほか数回の事前打ち合わせ会議(第1回目 8月中旬開催を予定)を予定しています。

**対象・定員**▶平成12年4月2日生～平成13年4月1日生の市内在住または本市出身の新成人10人程度

**申込み期限**▶7月10日(金)までに電話でお申し込みください。

**申込み・問合せ**▶[生涯学習課社会教育係](#)(☎内線2243)

昨年度の成人式の様子が安中市のホームページに掲載してありますので、そちらもご参照ください。

開催内容については新型コロナウイルスの流行状況を踏まえながら検討し、12月頃に発送予定の案内状や、広報にてお伝えします。



## 成人年齢引き下げについて

民法の改正に伴い、令和4年(2022年)4月1日より成人年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、安中市では令和4年度以降の成人式についても、これまで通り20歳を対象年齢とします。

名称などの変更については今後も検討を行い、具体的に決まりましたら安中市ホームページや広報などでお知らせします。

広 告

広 告

広 告